

平成 27 年度

# 宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（地域イノベーション創出型）

# 宮城県クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業費補助金

対象事業者募集のお知らせ！

宮城県では、産学官連携による新産業の創出及び高度電子機器産業等への市場参入の推進を図るため、県内企業が大学等と連携して行う技術開発や商品開発の取組に対し助成を行う「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（地域イノベーション創出型）」と、クリーンエネルギー・省エネルギー関連産業分野等において、県内企業における新製品実用化に向けた製品開発・技術開発の取組に対し助成を行う「クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業費補助金」の対象事業を、それぞれ募集します。

内容を御確認の上、応募について御検討ください。なお、各事業の詳細については、ホームページを御確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問合せ願います。

## 宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（地域イノベーション創出型）

大学等（注）と連携して高度電子機械産業等に関連する技術等の研究開発及びその事業化を行う県内事業者等が対象になります。

（注）大学等とは、大学、高等専門学校、公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人等を指します。

補助率：1 / 2 以内

補助限度額：400万円

## クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業費補助金

クリーンエネルギー・省エネルギー関連の製品開発及びその事業化を行う県内事業者等が対象となります。

（採択事業者は、産業技術総合センターによる個別の共同開発支援を受けることができます。）

※みやぎ環境税活用事業

補助率：1 / 2 以内

補助限度額：500万円

## 対象となる経費

- ・ 技術（製品）開発費（原材料費、機械装置費、技術指導受入費、共同開発費、人件費等）  
※ 人件費も対象となります。ただし、技術（製品）開発費に占める人件費の割合は50%を上限とします。
- ・ 需要開拓費（調査・分析・意匠開発委託費、会場設営・運営費、事務費等）

## 募集期限

平成27年6月12日（金）午後5時（必着）

- ・ 募集期限内に要綱に定めている交付申請書と関係書類（事業計画等）を提出願います。
- ・ 要綱・様式等詳細内容は、宮城県新産業振興課ホームページ（アドレス下記参照）で御確認ください。
- ・ 申請書類を提出される際は、内容の確認等をしますので、事前に御連絡の上、新産業振興課までお越しください。

## 採択決定時期

平成27年7月中旬を予定

- ・ 申請された事業計画は、審査会において評価の上、採択事業を決定します。
- ・ 採択事業決定後、宮城県新産業振興課ホームページに事業者名及び事業内容（テーマ名）を公表します。

問合せ 宮城県 経済商工観光部 新産業振興課

担当：新産業支援班 TEL 022-211-2722 FAX 022-211-2729

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>



◆ 注意事項

- (1) 今回の補助金の対象になるのは、**申請期限の翌日（平成 27 年 6 月 13 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの間に要した経費**に限ります。なお、不採択となった場合には、対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので、採択決定前の経費支出には十分留意してください。
- (2) 本補助金において対象経費としている技術（製品）開発費のうちの人件費については、技術（製品）開発に直接関与する者の人件費（ただし、直接作業時間に対するものに限る。）であり、かつ、当該技術（製品）開発に直接関与したことを明らかにすることのできるものに限ります。また、技術（製品）開発費に占める人件費の割合は、50%を上限とします。なお、人件費の取り扱いに当たっては、必ずあらかじめ新産業振興課までお問合せください。
- (3) 同一の開発テーマについて、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（地域イノベーション創出型・成長分野参入支援型）」と「クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業費補助金」との重複申請、その他公的補助金、助成金、奨励金との併用はできません。

◆ 審査

- (1) 申請された事業については、審査会で事業内容を評価した上で交付決定します。
- (2) 申請者には、上記審査会で事業内容を説明していただきます。

◆ 対象となる経費の詳細

経費区分	内 容
技術（製品）開発費	<b>原材料費</b> 原材料費及び副資材の購入に要する経費 (技術（製品）開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費)
	<b>構築物費</b> 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (「構築物」は技術（製品）開発に必要な不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る)
	<b>機械装置費</b> 機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (技術（製品）開発に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費) (技術（製品）開発に必要な機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕をした場合に要する経費) (技術（製品）開発に必要な機械装置、分析等機械装置を借上した場合に支払われる経費)
	<b>工具器具費</b> 工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (技術（製品）開発に必要な機械装置等の製作をするための工具・器具の購入に要する経費) (技術（製品）開発に必要な機械装置を製作するための工具・器具を外注により試作、改良、据付け、修繕をした場合に要する経費) (技術（製品）開発に必要な機械装置を製作するための工具・器具を借上した場合に支払われる経費)
	<b>外注加工費</b> 外注加工に要する経費 (技術（製品）開発に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費)
	<b>分析等費</b> 技術（製品）開発に係る分析等に要する経費 (技術（製品）開発に必要な分析、解析、試験等を委託する際に支払われる経費)
	<b>技術指導受入費</b> 技術指導の受入に要する経費 (産業財産権の導入に際してこれに伴う技術指導を受ける場合、又は技術（製品）開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費)
	<b>共同開発費</b> 技術（製品）開発を共同で行う場合に要する経費 (大学、研究機関等と共同で技術（製品）開発を行う場合に要する経費)
	<b>人件費</b> 技術開発に直接関与する者の人件費 (ただし、直接作業時間に対するものに限る。)
	<b>その他の経費</b> その他経費 (産業財産権の導入に要する経費等で、特に必要と認める経費)
需要開拓費	<b>需要開拓指導受入費</b> 需要開拓指導の受入に関する経費 (需要開拓を行うに当たって外部からの指導を特に必要とする場合、指導者等に支払われる経費)
	<b>事務費</b> 需要開拓に係る事務経費 (会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、集計費、通信運搬費、消耗品費、雑務費)
	<b>会場設営・運営費</b> 会場設営・運営に要する経費 (需要開拓のために必要な展示会の開催及び展示会への出展等に係る経費)
	<b>広報宣伝費</b> 広報宣伝に要する経費
	<b>委託費</b> 調査・分析委託費、意匠開発委託費 (需要開拓を行うに当たって、調査や分析、意匠開発を外部の機関に委託して行う場合に、外部機関に支払われる経費)
	<b>その他の経費</b> その他経費